

# 茨木市景観審議会の会長選出について

# 茨木市景観審議会の会長選出について

- 令和6年10月に委員改選（任期2年）
- 【就任】 武田 裕之委員、上野 正美委員 / 【退任】 加賀 有津子委員（前会長）、池田 恵次委員
- 前会長の退任により、新たに会長の選出が必要

## 茨木市景観審議会委員名簿

令和8年3月1日時点

区分	分野	氏名	職・経歴
学識経験者	緑地	加我 宏之	大阪公立大学大学院農学研究科 教授
	建築	高砂 正弘	和歌山大学 名誉教授
	色彩	藤本 英子	京都市立芸術大学 名誉教授
	土木	山口 敬太	京都大学大学院地球環境学堂 准教授
	都市計画	武田 裕之	大阪大学大学院工学研究科 准教授
関係団体	建築	黒川 宗範	公益社団法人大阪府建築士会 理事
	屋外広告	綿谷 賢治	大阪屋外広告美術協同組合 理事長
	行政	亀元 靖彦	大阪府都市整備部住宅建築局建築環境課 課長補佐
市民		村上 貴信	
		上野 正美	

### 【参考】茨木市景観条例施行規則

- （茨木市景観審議会）  
 第19条 茨木市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長を置く。  
 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。  
 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。  
 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。  
 5 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。  
 6 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。  
 7 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
 8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。